

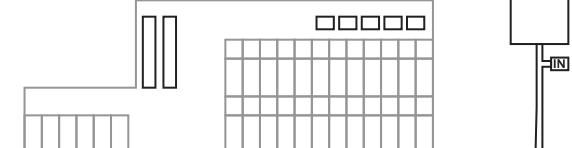
三田市 新市街地 景観計画

屋外広告物 編

美しい風景を守り、自然と共に育つまちをつくります。

問い合わせ先

三田市 まちの再生部 都市政策室 都市政策課
〒669-1595 三田市三輪2丁目1-1
TEL 079(559)5118 FAX 079(559)7400
Eメール tosi@city.sanda.lg.jp



三田市新市街地景観計画区域内での屋外広告物の掲出

屋外広告物は、事業者が商品やサービス等を消費者に伝える有益な伝達方法として広く一般に親しまれており、街並みに活気を与える景観要素でもあります。しかし、無秩序な乱立等により良好な街並みを阻害している場合もあり、周辺の街並みと調和した表示又は掲出とするよう配慮が必要です。特に、ニュータウン地区など市内の住宅地が有する緑豊かなで落ち着いた街並みを今後も維持し、良好な住宅地としての魅力と価値を高めていくためは、一層の配慮と質の向上が求められます。

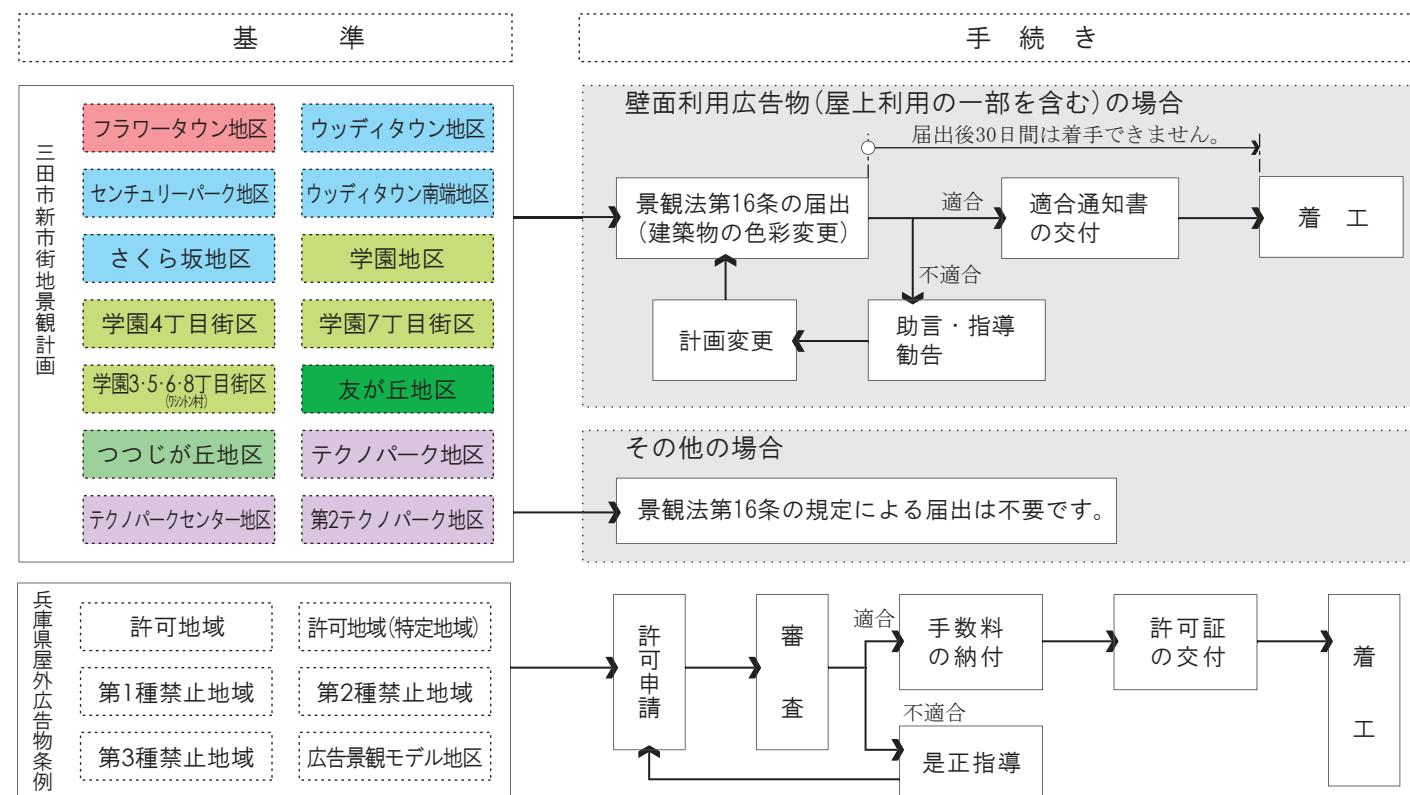
このため、三田市新市街地景観計画では、建築物の色彩や意匠、形態等に関する景観形成の基準に加え、屋外広告物の表示及び設置に関する行為の制限に関する事項も定めています。

この計画に定められたルールを守り、地域の景観と調和した屋外広告物を掲出するために、この屋外広告物編をご活用いただければ幸いです。

景観計画区域内での屋外広告物の掲出に必要な手続き

右に示す対象区域内では、兵庫県屋外広告物条例(以下「広告物条例」という。)に定められた許可基準と三田市新市街地景観計画に定められた地区毎の景観形成基準の2つがありますが、手続きは屋外広告物条例に基づく許可申請のみとなります。

ただし、建築物の壁面を利用して掲出する広告物のうち、壁面と異なる色彩を使用し、かつその面積が 10m^2 以上の場合は、景観法第16条に基づく届出が必要です。景観法第16条の届出は、届出日から30日間の着手制限があります。



※対象区域の図面は、「新市街地景観計画概要版パンフレット」をご覧ください

※兵庫県屋外広告物条例については、兵庫県発行の「兵庫県屋外広告物条例のしおり」をご覧ください。

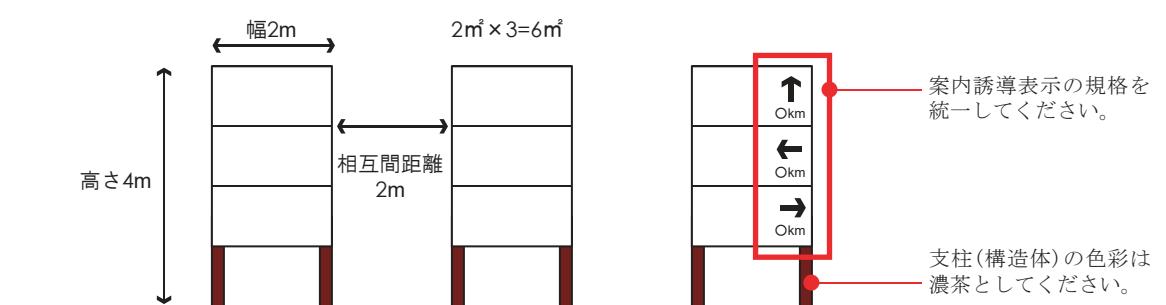
☑ 壁面利用広告物の掲出時の留意事項

三田市新市街地景観計画の区域内では、建築物の外壁の色彩基準があります。建築物の壁面に広告板を掲出するなど壁面を利用して表示又は設置する場合は、当該広告板等の地色は建築物の外壁の色彩基準の適用を受けます。



別表一 案内誘導広告物の掲出基準

項目	基 準
形 状	案内誘導広告物等は、同一物件に集合して表示し又は設置するものとする。
位 置	次に示す交差点のすみ切りに面する位置に、すみ切りと平行に設置するものとする。また、広告物から道路に面する敷地境界線までの距離は1m以上としなければならない。 (設置できる交差点の名称) 嫁ヶ淵交差点、ウッディタウン東口交差点、嶋ヶ谷交差点
面 積	1方向の表示面の面積の合計は6m ² とし、かつ、一の施設等への案内誘導等に係る1方向の表示面の面積は2m ² (高さ1m×幅2m)とする。
高 さ	4m以下とし、同一交差点に掲出する広告物の高さは統一するものとする。
横 の 長 さ	2mとする。
色 彩	支柱の色彩は、ダークブラウン(10YR2/1)とする。
意 匠	同一交差点に表示し、または設置する広告物の案内誘導に係る方面、方向及び距離の表示は、その表示の位置、意匠、色彩等を統一するものとする。
そ の 他	前各項目のほか、広告物条例の規定に基づく特例基準(兵庫県平成19年7月24日告示第814号)の要件を満たすものとする。



屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限

建築物の用途	設置の位置又は掲出する建築物の規模による区分	基 準
学園 7丁目 住宅 (併用住宅を含む)	す べ て	広告物等の総表示面積は10m ² 以下とし、自己の氏名、名称、店名又は商標若しくはビル名以外を表示する面積の合計5m ² 以下とする。
	低層建築物 (学園7丁目街区にあっては診療所兼用住宅を含まない)	広告物等の数量の合計は3基以下とする。 建築物を利用して表示又は設置するものは、その数量を1枚以下、表示面積を3m ² 以下とする。 自己の敷地に建植えするものは、表示面積の合計を2m ² 以下とし、広告物等の上端の地上からの高さを3m以下とする。
	中・高層階	壁面を利用する広告物は、切文字(箱文字)とする。
	その他	広告物等の総表示面積は10m ² 以下とし、自己の氏名、名称、店名又は商標若しくはビル名以外を表示する面積の合計5m ² 以下とする。 自己の敷地に建植えする広告板は、一方向の表示面積の合計は10m ² 以下とし、かつ表示面積は20m ² 以下とする。広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の面の面積の合計は10m ² 以下とし、かつ、表示面積は20m ² 以下とする。 自己の敷地に建植えするものは、広告物等の上端の地上からの高さを7m以下とする。 建築物の壁面に表示又は設置する広告物は、寸法や色彩等の規格の統一に努めるものとする。
その他	低層階	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に指定された地域に面する壁面に表示又は設置する広告物の表示面積は、当該壁面の面積の1/10以下とする。
	中・高層階	壁面を利用する広告物は、切文字(箱文字)とする。

建築物の用途	設置の位置又は掲出する建築物の規模による区分	基 準
学園 4丁目 住宅 (併用住宅を含む)	す べ て	広告物等の総表示面積は10m ² 以下とし、自己の氏名、名称、店名又は商標若しくはビル名以外を表示する面積の合計5m ² 以下とする。 建築物の屋上を利用して表示又は設置してはならない。 ネオン管の露出しているネオンサインを利用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。
	低層建築物	広告物等の数量の合計は3基以下とする。 建築物を利用して表示又は設置するものは、その数量を1枚以下、表示面積を3m ² 以下とする。 自己の敷地に建植えするものは、表示面積の合計を2m ² 以下とし、広告物等の上端の地上からの高さを3m以下とする。
	中・高層階	壁面を利用する広告物は、切文字(箱文字)とする。
	その他	自己の敷地に建植えする広告板は、一方向の表示面積の合計は20m ² 以下とし、かつ表示面積は40m ² 以下とする。広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の面の面積の合計は20m ² 以下とし、かつ、表示面積は40m ² 以下とする。 自己の敷地に建植えするものは、広告物等の上端の地上からの高さを10m以下とする。 建築物の壁面に表示又は設置する広告物は、寸法や色彩等の規格の統一に努めるものとする。
その他	低層階	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に指定された地域に面する壁面に表示又は設置する広告物の表示面積は、当該壁面の面積の1/10以下とする。
	中・高層階	壁面を利用する広告物は、切文字(箱文字)とする。

建築物の用途	設置の位置又は掲出する建築物の規模による区分	基 準
すべて	す べ て	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に指定された敷地の広告物等の総表示面積は2m ² (指定道路ゾーンAに面する敷地にあっては10m ²)以下とする。 第1種住居地域に指定された敷地の広告物等の総表示面積は10m ² 以下とする。

☑ 建築物の規模の定義

建築物の壁面の色彩をはじめ、景観形成基準は建築物の規模毎に基準が異なります。
建築物の規模や対象範囲の定義は、それぞれ右のとおりで

規模等	定 義
低層階	建築物の地上3階以下、かつ、高さ10m以下の部分
中層階	建築物の地上4階以下、または高さ10m超15m以下の部分
高層階	建築物の高さ15m超の部分
低層建築物	地上3階以下、かつ、高さ10m以下の建築物

新市街地景観計画区域内で掲出する屋外広告物は、「1. 基本的事項」及び「2. 行為の制限」に記載された基準を満たすように計画してください。

1 基本的事項

- ① 掲出方法、掲出数、意匠、形状、高さ、面積、色彩等に配慮し、表示又は設置する建築物や周辺の街並みと調和したものとしなければならない。
- ② 表示の方法等について、周辺の住宅地の住環境に悪影響を与えないものとする

2 行為の制限

本計画区域内に表示し又は掲出することができる広告物は、形状、色彩、意匠その他の表示方法が美観風致を害しないもので、次に掲げるものとする。

- ① 自家用広告物等又は管理用広告物等で広告物条例の許可の基準に適合し、かつ別表の要件を満たすもの。
- ② 前項に掲げるものの他の広告物で、広告物条例第7条第1項、第2項第3号、第4号及び第8号、第3項並びに第4項に規定するもの。ただし、同条第7条第3項第3号に掲げる広告物のうち、自己の敷地外に建植えする案内誘導のためのものの位置、形状、面積、意匠等は別表のとおりとする。

※ 自家用広告物等…広告物条例第7条第2項第1号に定める広告物(下記参照)

※ 管理用広告物等…広告物条例第7条第2項第2号に定める広告物(下記参照)

兵庫県屋外広告物条例 第7条抜粋

第7条 略

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
- (2) 国、地方公共団体及び知事が指定する公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で規則に定めるもの
- (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のためにしようするポスター、立札等及びこれらに掲出する物件
- (4) 公益上必要な施設及び物件に寄贈者名等を表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの

2 略

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等(以下「自家用広告物等」という。)で規則で定める基準に適合するもの
- (2) 自己の所有し、又は管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等(以下「管理用広告物等」という。)で規則に定める基準に適合するもの
- (3) 冠婚葬祭又は祭礼のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
- (4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (5) ~ (7) 略
- (8) 地方公共団体が設置する公共掲示板に当該地方公共団体の定める規定に従って表示する広告物
- (9) 略

3 略

- (1) 自家用広告物等(前項第1号に掲げるものを除く。)
- (2) 道標、案内図板その他公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等
- (3) 禁止地域のうち知事が指定する区域に、公衆の利便に供することを目的として表示し、又は設置する広告物等
- (4) 電車又は自動車に表示する広告物(前項第5号に掲げるものを除く。)
- (5) 第4条第1項第12号に掲げる地域に表示し、又は設置する広告物等で同項に規定する区間から視認できないもの

4 略

- (1) 第5条第1項第2号、第9号及び第10号に掲げる物件に表示し、又は設置する自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (2) 第5条第1項各号に掲げる物件に表示し、又は設置する管理用広告物等

別表一 自家用又は管理用広告物等の掲出基準

建築物の用途	設置の位置又は掲出する建築物の規模による区分	基 準
住宅 (併用住宅を含む)	すべて	広告物等の総表示面積は10m ² 以下とし、自己の氏名、名称、店名又は商標若しくはビル名以外を表示する面積の合計5m ² 以下とする。
	低層建築物	広告物等の数量の合計は3基以下とする。 建築物を利用して表示又は設置するものは、その数量を1枚以下、表示面積を3m ² 以下とする。
		自己の敷地に建植えするものは、表示面積の合計を2m ² 以下とし、広告物等の上端の地上からの高さを3m以下とする。
	中・高層階	壁面を利用する広告物は、切文字(箱文字)とする。
その他	すべて	自己の敷地に建植えする広告板は、一方向の表示面積の合計は20m ² 以下とし、かつ表示面積は40m ² 以下とする。広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の面の面積の合計は20m ² 以下とし、かつ、表示面積は40m ² 以下とする。 自己の敷地に建植えするものは、広告物等の上端の地上からの高さを10m以下とする。 建築物の壁面に表示又は設置する広告物は、寸法や色彩等の規格の統一に努めるものとする。
	低層階	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に指定された敷地の広告物等の総表示面積は5m ² 以下とする。
	中・高層階	壁面を利用する広告物は、切文字(箱文字)とする。

建築物の用途	設置の位置又は掲出する建築物の規模による区分	基 準
その他	すべて	自己の敷地に建植えする広告板は、一方向の表示面積の合計は20m ² 以下とし、かつ表示面積は40m ² 以下とする。広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の面の面積の合計は20m ² 以下とし、かつ、表示面積は40m ² 以下とする。 自己の敷地に建植えするものは、広告物等の上端の地上からの高さを5m以下とする。 自己の敷地に建植えするものは、道路境界より3m以上後退するものとする。 建築物の壁面に表示又は設置する広告物は、寸法や色彩等の規格の統一に努めるものとする。 壁面から突出する広告物は、数量を1基以下とする。 屋上を利用する広告物は、屋上構造物の壁面を利用するものとする。
	中・高層階	壁面を利用する広告物は、切文字(箱文字)とする。 主要地方道三田西インター線に面する建築物の壁面に、壁面から突出する広告物を設置してはならない。

建築物の用途	設置の位置又は掲出する建築物の規模による区分	基 準
その他	すべて	自己の敷地に建植えする広告板は、一方向の表示面積の合計は20m ² 以下とし、かつ表示面積は40m ² 以下とする。広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の面の面積の合計は20m ² 以下とし、かつ、表示面積は40m ² 以下とする。 自己の敷地に建植えするものは、広告物等の上端の地上からの高さを10m以下とする。 建築物の壁面に表示又は設置する広告物は、寸法や色彩等の規格の統一に努めるものとする。
中・高層階	壁面を利用する広告物は、切文字(箱文字)とする。	
		主要地方道三田西インター線に面する建築物の壁面に、壁面から突出する広告物を設置してはならない。

建築物の用途	設置の位置又は掲出する建築物の規模による区分	基 準
その他	すべて	広告物等の総表示面積は20m ² 以下とし、自己の氏名、名称、店名又は商標若しくはビル名以外を表示する面積の合計10m ² 以下とする。 自己の敷地に建植えする広告板は、一方向の表示面積の合計は10m ² 以下とし、かつ表示面積は20m ² 以下とする。広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の面の面積の合計は10m ² 以下とし、かつ、表示面積は20m ² 以下とする。 自己の敷地に建植えするものは、広告物等の上端の地上からの高さを5m以下とする。 自己の敷地に建植えするものは、道路境界より3m以上後退するものとする。 建築物の壁面に表示又は設置する広告物は、寸法や色彩等の規格の統一に努めるものとする。 建築物を利用して表示又は設置する場合は、建築物の壁面を利用しなければならない。
	中・高層階	壁面を利用する広告物は、切文字(箱文字)とする。

建築物の用途	設置の位置又は掲出する建築物の規模による区分	基 準
すべて	すべて	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に指定された敷地の広告物等の総表示面積は5m ² 以下とする。
		第1種住居地域に指定された敷地の広告物等の総表示面積は10m ² 以下とする。

建築物の用途	設置の位置又は掲出する建築物の規模による区分	基 準
住宅 (併用住宅を含む)	すべて	広告物等の総表示面積は10m ² 以下とし、自己の氏名、名称、店名又は商標若しくはビル名以外を表示する面積の合計5m ² 以下とする。 屋上を利用する広告物は、屋上構造物の壁面を利用するものとする。ただし、商業地域又は近隣商業地域に指定された敷地の場合は、この限りでない。
	低層建築物	広告物等の数量の合計は3基以下とする。 建築物を利用して表示又は設置するものは、その数量を1枚以下、表示面積を3m ² 以下とする。
		自己の敷地に建植えするものは、表示面積の合計を2m ² 以下とし、広告物等の上端の地上からの高さを3m以下とする。
	中・高層階	壁面を利用する広告物は、切文字(箱文字)とする。 北摂中央1号線及び北摂中央3号線に面する建築物の壁面に、壁面から突出する広告物を設置してはならない。

建築物の用途	設置の位置又は掲出する建築物の規模による区分	基 準
その他	すべて	広告物の総表示面積を20m ² 以下とし、自己の氏名、名称、店名又は商標若しくはビル名以外を表示する面積の合計10m ² 以下とする。ただし、商業地域又は近隣商業地域に指定された敷地に表示又は設置する広告物等については、この限りでない。
		自己の敷地に建植えする広告板は、一方向の表示面積の合計は10m ² (商業地域又は近隣商業地域は20m ²)以下とし、かつ表示面積は20m ² (商業地域又は近隣商業地域は40m ²)以下とする。広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の面の面積の合計は10m ² (商業地域又は近隣商業地域は20m ²)以下とし、かつ、表示面積は20m ² (商業地域又は近隣商業地域は40m ²)以下とする。
		自己の敷地に建植えするものは、広告物等の上端の地上からの高さを7m(商業地域又は近隣商業地域は10m)以下とする。
		建築物の壁面に表示又は設置する広告物は、寸法や色彩等の規格の統一に努めるものとする。
		屋上を利用する広告物は、屋上構造物の壁面を利用するものとする。ただし、商業地域又は近隣商業地域に指定された敷地の場合は、この限りでない。
	低層階	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に指定された地域に面する壁面に表示又は設置する広告物の表示面積は、当該壁面の面積の1/10以下とする。
	中・高層階	壁面を利用する広告物は、切文字(箱文字)とする。 北摂中央1号線及び北摂中央3号線に面する建築物の壁面に、壁面から突出する広告物を設置してはならない。

建築物の用途	設置の位置又は掲出する建築物の規模による区分	基 準
住宅 (併用住宅を含む)	すべて	広告物等の総表示面積は10m ² 以下とし、自己の氏名、名称、店名又は商標若しくはビル名以外を表示する面積の合計5m ² 以下とする。
	低層建築物	広告物等の数量の合計は3基以下とする。 建築物を利用して表示又は設置するものは、その数量を1枚以下、表示面積を3m ² 以下とする。
		自己の敷地に建植えするものは、表示面積の合計を2m ² 以下とし、広告物等の上端の地上からの高さを3m以下とする。
	中・高層階	壁面を利用する広告物は、切文字(箱文字)とする。

建築物の用途	設置の位置又は掲出する建築物の規模による区分	基 準
その他	すべて	広告物等の総表示面積は20m ² 以下とし、自己の氏名、名称、店名又は商標若しくはビル名以外を表示する面積の合計10m ² 以下とする。
		自己の敷地に建植えする広告板は、一方向の表示面積の合計は10m ² 以下とし、かつ表示面積は20m ² 以下とする。広告塔にあっては、それぞれ接する2方向の面の面積の合計は10m ² 以下とし、かつ、表示面積は20m ² 以下とする。
		自己の敷地に建植えするものは、広告物等の上端の地上からの高さを7m以下とする。
		建築物の壁面に表示又は設置する広告物は、寸法や色彩等の規格の統一に努めるものとする。
		建築物を利用して表示又は設置する場合は、建築物の壁面を利用しなければならない。
	低層階	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に指定された地域に面する壁面に表示又は設置する広告物の表示面積は、当該壁面の面積の1/10以下とする。
	中・高層階	壁面を利用する広告物は、切文字(箱文字)とする。